

森林の保全及び林業・木材産業の再生に係る 施策の充実を求める意見書

人類の産業活動が活発になり、地球温暖化が進み生物界に重大な影響を与えている。

地球温暖化現象については大気中に放出される温室効果ガスの増大が原因と言われ、これらの排出を抑制する一方で温室効果ガスの吸収源として森林の役割が大きく期待されている。

しかし、各国で森林の違法伐採が横行しており、その対策については、グレンイーグルズ・サミットにおいても、「各国が最も効果的に貢献できる分野において行動する。」とされている。

我が国においても違法伐採対策を含む持続可能な森林経営への取り組みが推進されているが、自然災害を未然に防止するための治山事業とあわせ、さらなる強化施策が求められている。

しかしながら、林業・木材産業の現況は用材自給率や新規就業者の低迷など、厳しい状況が続いている。

よって、政府においては、森林の保全及び林業・木材産業の再生に向けた下記事項を強く要望する。

記

- 1 多様で健全な森林の整備、保全等を促進するために必要な予算を確保すること。
- 2 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための安定的な財源を確保すること。
- 3 地球的規模での環境保全や持続可能な森林経営をめざした違法伐採対策を推進すること。
- 4 森林・林業の担い手の育成、確保並びに国産材の安定供給体制の整備及び利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策を展開すること。
- 5 国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策を推進すること。特に国有林野にあっては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資するよう管理を適切に行うこと。
- 6 森林整備地域活動支援交付金制度を継続するとともに、その充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年(平成19年)6月15日

高砂市議会